

＜資料 目 錄＞

＜民事訴訟費用法の改正（敗訴者負担）＞

（平16・1・22）

1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

① 改め文+理由

② 新旧

2 説明資料

① 複雑訴訟における訴訟代理人の報酬に係る費用の額
の算定

② 複数訴訟の場合の負担額の考え方について

③ 多数当事者訴訟の場合の敗訴者負担額の試算につい
て

3 用例メモ

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を
「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八

第五章 雜則（第二十九条・第三十条）」

条の三）
に改める。

」

第四条第一項中「価額」の下に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額」を加え、同項に次のただし書き加える。

ただし、当事者的一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額については、数人からの又は数人に対する訴えについては、同条第一項の規定は、適用しない。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 訴訟代理人として弁護士（第二条第十号に規定する弁護士を除く。）、司法書士又は弁理士を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて別表第三の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に定める割合により算出して得た額とする。ただし、当事者的一方又は双方が数人ある場合において、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、その算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数に案分した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがある場合におけるその反訴について当該申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超える額とし、超えないときはないものとする。

3 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書

の提出の時。次項において同じ。) までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

4 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。

7 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き、無効とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条、第二十八条の三関係）

項	上	欄	下	欄
一	訴訟の目的の価額が百万円までの部分		その価額十万円までごとに	一万円
二	訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分		その価額二十万円までごとに	五千円
三	訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分		その価額五十万円までごとに	一万円
四	訴訟の目的の価額が千万円を超えて十億円までの部分	その価額百万円までごとに	三千円	

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例による。

理 由

弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合にその報酬に係る費用を敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)	第四章 雜則 (二十九条・第三十条)
第五章 雜則 (二十九条・第三十条)	第五章 雜則 (二十九条・第三十条)
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。ただし、当事者の一方又は双方が数人ある場合における別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額に關しては、数人からの又は数人に対する訴えについては、同条第一項の規定は、適用しない。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)

第二十八条の三 訴訟代理人として弁護士（第二条第十号に規定する弁護士を除く。）、司法書士又は弁理士を選任している当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、その申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用とし、その額は、その申立てをした各当事者について、訴訟代理人の数にかかわらず、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的の価額に応じて別表第三の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に定める割合により算出して得た額とする。ただし、当事者の一方又は双方が数人ある場合において、当該申立てにおいて特定された請求に係る訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべきときは、その算出して得た額をその負担すべき当事者の相手方の数に案分した額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、本訴及びこれとその目的を同じくする反訴について同項の申立てがある場合におけるその反訴について当該申立てをした当事者が負担すべき訴訟の費用の額は、その反訴について同項の定めるところにより算出して得た額がその本訴について同項の定めるところにより算出して得た額を超えるときはその超

える額とし、超えないときはないものとする。

- 3 | 第一項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。
- 4 | 当事者は、第一項の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 | 訴訟代理人は、第一項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。
- 6 | 第一項の申立てがあつた後に請求又は請求の原因の変更があつた場合における同項の規定による訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがあつたとき又はその変更により訴訟の目的の価額が減少するときは、その変更後の訴訟の目的の価額に応じて算出し、その変更により訴訟の目的の価額が増加する場合であつてその変更後の請求について更に同項の申立てがないときは、その変更前の訴訟の目的の価額に応じて算出する。
- 7 | 第一項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後ににおいて訴訟代理人を選任している時に当事者間でされたものを除き

、無効とする。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

別表第一、第二 (略)

別表第三 (第四条、第二十八条の三関係)

		項	
		上	欄
一	訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに	下
二	訴訟の目的の価額が百万円を超える五百万円までの部分	その価額二十万円までごとに 一万円	欄
三	訴訟の目的の価額が五百万円を超える五千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 五千円	
四	訴訟の目的の価額が千万円を超える十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円	

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (同上)

(新設)

複雑訴訟における訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定

1 当事者各一人の場合の算定

訴訟代理人の報酬に係る費用の算定の基礎は、提訴手数料の訴訟の目的の価額と同様に考える。

訴訟物が複数の場合（後記3参照）には、提訴手数料の算定と同じく（民事訴訟法第9条第1項）、原則として、訴訟物の価額を合算した価額を基礎に算定する。

2 当事者複数の場合の算定（別紙のシミュレーション参照）

通常共同訴訟（訴訟物が複数）の場合と必要的共同訴訟（訴訟物が1つ）の場合とに分けて考える。

(1) 通常共同訴訟（訴訟物が複数）の場合（後記3参照） (算定)

共同申立てをした各当事者ごとに訴訟物の価額を基礎として算定する。

（負担）

上記の費用を、共同申立てをした相手方に請求できる。

なお、請求のうち1つの請求について複数の当事者が関与するものの取扱いについては後記(2)参照。

(2) 必要的共同訴訟（訴訟物が1つ）の場合

(算定)

A案 必要的共同訴訟であっても共同申立てをした各当事者ごと、訴額に応じて定めるという考え方

B案 共同の申立てをした当事者が請求できる額は、訴額に応じて算定される額を共同訴訟人の数で除した額とする考え方

（負担）

A案 訴額に応じて算定された額を共同申立てをした相手方それぞれに請求できる。

B案 訴額に応じて算定された額を共同訴訟人の数で除した額を共同申立てをした相手方に請求できる。

3 複数の請求の関係について（訴えの客観的併合）

(1) 単純併合

一の訴えで複数の請求をしている場合は、その複数の請求の全部又は一部について共同申立てをすることができる、その共同申立ての対象とされた請求の訴額の合計額を基礎として訴訟費用となるべき額を算定する。

(2) 予備的併合

請求としては別個のものになるが、先順位の請求が認められないことを後順位の請求の裁判の解除条件とする関係にあるので、共同申立てがあれば主位的請求と予備的請求の双方についての共同申立てとみる。

訴訟費用となるべき額については、提訴手数料の算出基準となる訴額と同様に考え（民事訴訟費用等に関する法律第4条第1項、民事訴訟法第9条第1項ただし書）、複数の請求のうち最も訴額が高いものを基準とする。

(3) 選択的併合

複数の請求のうち1つが認められることを他の請求の裁判の解除条件としている関係にあり、予備的併合に準じて、共同申立てがあればすべての請求についての共同申立てとみる。

訴訟費用となるべき額については、提訴手数料の算出と同様に考え、予備的併合の場合と同じ扱いとする。

(4) 反訴

反訴が提起された場合は、反訴については別個に共同申立てをする必要がある。

本訴・反訴ともに共同申立てがある場合、本訴についての敗訴者負担の額は本訴の訴額を基準に算定し、反訴についての訴訟費用となるべき額は反訴の訴額を基準に算定することになる（注）。

（注）本訴と反訴の訴訟物が目的を共通にする場合、例えば売買代金債務の不存在確認の本訴（100万円）と当該売買代金の支払請求の反訴は、訴訟の目的が同じなので、両方の請求について共同の申立てがあったとしても、敗訴者の負担となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定に当たって、反訴の訴訟費用は、本訴と独立した訴訟費用として訴額を基礎に計算するのではなく、反訴の訴額（例えば150万円）を基礎として算定した額（例えば11万5,000円）が本訴の訴額100万円を基礎として算定した額（例えば10万円）を超える場合にのみ、その超える額（例えば1万5,000円）の限度で反訴としての独立した訴訟費用の額を認めることになる。

(5) 分離・併合

別個の請求について、併合前に共同の申立てがあったときは、それぞれの請求の訴額をもとに訴訟費用となるべき額を算定し、これを合算する。

別個の請求について、併合時に共同の申立てがあった後に分離されたときは、それぞれの請求の訴額を合算して訴訟費用となるべき額を算定し、これを分離された請求の額で案分する。

4 当事者等又は請求に変動がある場合の取扱い

(1) 包括承継

包括承継の前後で訴訟手続は一連のものと扱われる。したがって、訴訟

承継前に共同申立てが成立していれば、訴訟承継後に改めて共同申立てをする必要はない。

一方の当事者が承継前は1人、承継後は複数になる場合（例えば相続人が複数いる場合）、承継後も、相手方が敗訴した場合の負担額は当事者1人分のままであり、これに相続人の数を乗じたものにはならないが、承継後に改めて複数当事者間の合意として共同申立てをし直すことは可能である。

なお、承継の前後で訴訟代理人が交替した場合でも、1人分を訴訟費用とすれば足りる（後記(3)参照）。

(2) 特定承継

包括承継とは異なるため、承継人は当然には従前の共同申立ての効力に拘束されることはなく、承継人との間で改めて共同申立てをして初めて、承継人との間で敗訴者負担の取扱いがされることになる。

なお、当初はA B間の訴訟だったが、訴訟承継によりAが脱退してCが承継した場合、Aの請求に関する訴訟費用は、裁判及び和解によらないで訴訟が完結したものと同様に考えて、申立てにより第一審裁判所が訴訟費用の負担の決定をすることとなる（民事訴訟法第73条第1項）。

なお、特定承継の前後で訴訟代理人が交替した場合でも、1人分を訴訟費用とすれば足りる（後記(3)参照）。

(3) 訴訟代理人の交替

訴訟代理人の報酬に係る費用として通常要すべき費用を敗訴者の負担とするものである以上、訴訟代理人の交替の有無を問わず、常に1人分を訴訟費用とすれば足りる。

なお、訴訟係属の途中から訴訟代理人を選任した場合、訴訟係属中に訴訟代理人が辞任して本人訴訟になった場合は、いずれも、共同申立ての時点で当事者双方が訴訟代理人を選任しており、訴訟代理人が現に訴訟に関与した以上、訴訟代理人への報酬支払義務は発生しており、訴訟代理人の報酬に係る費用を敗訴者の負担とする。

(4) 請求の放棄・認諾

訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合となるので、民事訴訟法第73条第1項により、申立てにより第一審裁判所が決定で訴訟費用の負担を命じることになり、同条第2項により準用される同法第62条及び第63条（不必要的訴訟行為があった場合、訴訟を遅滞させた場合等の負担の特則）の規律に服することになる。

(5) 訴えの変更

ア 請求の減縮・拡張

請求の減縮の場合、その実質は訴えの一部取下げであり、当事者に予想外の費用負担をさせることはないので、減縮前の請求に係る従前の共同申立ての効力が減縮後の請求にもそのまま及び、減縮後の請求について改めて共同申立てをする必要はなく、常に減縮後の訴額を基準として

訴訟費用となるべき額を算定する。

イ 請求の拡張又は訴えの追加的変更

請求の拡張又は訴えの追加的変更の場合は、それによって敗訴した場合の負担額が増加し得るので、拡張部分又は追加部分について改めて共同申立てがない限り、その部分について訴訟代理人の報酬に係る費用が訴訟費用となることはないが、拡張前又は追加前の請求に係る従前の共同申立ての効力は従前の訴額の限度で拡張後又は追加後の請求にもそのまま及ぶものと考えられる。

したがって、請求の拡張又は訴えの追加的変更の場合は、①拡張部分又は追加部分について改めて共同申立てがあれば、拡張後又は追加後の訴額を基準として負担額を算定し、②その共同申立てがなければ、拡張前又は追加前の訴額を基準として訴訟費用となるべき額を算定することになる。

ウ 訴えの交換的変更

変更後の請求について改めて共同申立てを要し、①その共同申立てがあれば、交換後の請求の額を基準として訴訟費用となるべき額を算定することになるが、②その共同申立てがなければ、変更後の請求の全体について敗訴者負担の取扱いがされることになる。

以 上

複雑訴訟の場合の負担額の考え方について

1 通常共同訴訟の場合

(1) 現行法の規律

現行の民事訴訟費用等に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項は、通常の訴訟費用の負担額について、訴えの主觀的併合（共同訴訟）・客觀的併合のいずれを問わず、各当事者について各訴訟物に係る訴額に応じた手数料の額を累積的に加算するのではなく、民事訴訟法第9条第1項の適用により、各訴訟物の価額を合算した額を訴額とし、これに応じて手数料の額を定めることとしている。訴えの提起の手数料は、事柄の性質上、司法サービスを利用する者としない者との間の負担の公平を図ることができるものでなければならぬとともに、司法サービスを利用する者相互の間でも、司法サービスの利用により追求される利益に応じて手数料負担の公平が図られるものでなければならない。このような要請のもとでは、併合要件を満たした複雑訴訟については一回的審理が可能であることを考慮して、手数料の額の算定に当たっては、一定の遞減的・調整的な機能を設定するのが適切である。

(2) 弁護士報酬等の費用に関する規律の在り方

これに対し、今次の改正により導入する弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用の負担額については、専ら共同申立てをした当事者間で自らの自發的な合意により簡易な費用の償還を可能にするものであり、共同申立てという要件を設定していることにより、共同申立てをした当事者間での訴訟物に係る訴額に応じて費用の額を定めるのが論理的である上、提訴手数料の額の定め方のように、司法サービスの利用者と非利用者との間の負担の公平、司法サービス利用者相互間の負担の公平という要請とは直接の関係はないことから、訴えの主觀的併合（共同訴訟）に関する限り、共同申立てをした当事者間において上記(1)の規律を及ぼす必要はなく、民事訴訟法第9条第1項の適用を除外して、原則として各当事者について各訴訟物に係る訴額に応じて訴訟費用となる額を算定し、これらを加算する方法を一般的な計算の在り方として認めるのが相当であると考えられる（法第28条の3第1項本文）。

通常共同訴訟に関する別紙のシミュレーションは上記の考え方の帰結であり、共同申立てをした各当事者ごとに訴訟物の価額を基礎として算定するものとしている。

2 必要的共同訴訟の場合

上記の算定方法の原則に対する例外として、必要的共同訴訟の場合が考えられる（法第28条の3第1項ただし書）。

(1) 必要的共同訴訟の特質

必要的共同訴訟（民事訴訟法第40条第1項にいう「訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合」）は複数の当事者間で統一的な紛争解決が要請される場合の訴訟形態であるが、このような解決

が要請されるのは、当事者が特定の法律関係について相互に極めて密接な利害関係を有しているため、一部の当事者を除外して訴訟手続を進行させることが除外された者の手続保障の観点から問題がある場合や、共同訴訟人の一部が受ける判決の効力が他の共同訴訟人と相手方との間に拡張され、勝敗を各別に決めると、共同訴訟人の一部が受けた判決の効力と、他の共同訴訟人が受けた判決から拡張されてくる効力とが矛盾衝突して法律関係に混乱が生ずる結果となる場合などである。

このような特殊な法律関係においては、訴訟物自体に共同訴訟人が相互に極めて密接な利害関係を有しているので、通常の共同訴訟の原則とは異なり、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用についても、例外的に、共同訴訟人が等しくこれを分担するのが公平であると考えられる。

(2) 具体的な規律の在り方

このような考え方を基本とすると、例えば、原告4名、被告3名の訴訟においては、請求についての訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用は、本来、原告が勝訴した場合は各原告がその4分の1を被告方に請求でき、逆に、被告が勝訴した場合は各被告がその3分の1を原告方に請求できると考えるべきである。

もっとも、訴訟代理人の報酬に係る費用については、共同の申立てをした当事者間でのみ訴訟費用とされるため、共同の申立てをした原告は勝訴すれば訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用の4分の1を共同申立てをした被告に請求でき、共同申立てをした被告は勝訴すれば訴額をもとに算定される訴訟代理人の報酬に係る費用の3分の1を共同申立てをした原告に請求できるものと考えるべきである。

3 反訴の場合

訴訟費用の負担額の算定方法に関する法の一般原則に対するもう一つの例外として、反訴の場合が考えられる（法第28条の3第2項）。

反訴が提起された場合は、反訴については別個に共同申立てをする必要があるところ、それぞれ訴訟物に密接な関連がある本訴・反訴の双方について共同申立てがある場合、事柄の性質上、反訴に係る訴訟費用は本訴に係る訴訟費用の中に、いわば、既に評価されている関係に立つものと考えられるので、①まず、(a) 本訴についての敗訴者負担の額は本訴の訴額を基準に算定し、(b) 反訴についての訴訟費用となるべき額は反訴の訴額を基準に算定した上で、②反訴についての(b)の算定額が本訴についての(a)の算定額を超える場合にのみ、その超える額の限度で反訴としての独立した訴訟費用の負担額を認めるのが相当であると考えられる。

具体的には、例えば売買代金債務の不存在確認の本訴（100万円）と当該売買代金の支払請求の反訴（150万円）は、訴訟の目的に共通する部分があるので、両方の請求について共同の申立てがあったとしても、敗訴者の負担となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算定に当たって、反訴の訴訟

費用は、本訴と独立した訴訟費用として訴額を基礎に計算するのではなく、反訴の訴額（例えば150万円）を基礎として算定した額（例えば11万5,000円）が本訴の訴額100万円を基礎として算定した額（例えば10万円）を超える場合にのみ、その超える額（例えば1万5,000円）の限度で反訴としての独立した訴訟費用の額を認めることになる。

(参考)

必要的共同訴訟における敗訴者負担額の算出

A案 必要的共同訴訟であっても共同申立てをした各当事者ごとに定めるという考え方

(メリット)

※ 通常共同訴訟の場合と同様に扱うことができる点で制度としてはシンプルである。

(デメリット)

※ 1個の訴訟物に数人の当事者が関係している場合、訴訟物は1個であるにもかかわらず、共同申立ての仕方によっては、負担額が何倍にも増加することになるが、これは適当ではないのではないかとの疑問が生ずる（これを回避するために費用償還できる額又は負担すべき額に上限を設ける方法が考えられるが、仮に一人分との上限を設けた場合には、結果としては、B案と同様に共同申立てをした相手方の人数に応じて分担額を考慮する必要性が生じる。）。

※ 1個の訴訟物に数人の当事者が関係している場合、全当事者が合意したときには、この考え方によると各当事者が共同申立てをした相手方のそれぞれから訴訟代理人に係る訴訟費用を請求できることになる（訴訟代理人に係る費用が30万円の場合に、原告4人と被告3人が全員で合意したときには、原告勝訴のときは、原告各自は90万円づつ被告それぞれに請求でき、被告勝訴のときは被告各自は120万円づつ原告それぞれに請求できる。）が、特に全員で合意した場合には、頭数よりも訴訟物の価額を基準として算出するのが相当ではないかとの疑問が生ずる。

B案 共同訴訟人の数で除した額とする考え方

(メリット)

※ 訴訟物についての共同訴訟人の利害関係が相互に極めて密接であることを考慮し、弁護士報酬等の訴訟費用についても相互に分担の公平を図ることができる。

※ 共同申立ての仕方のいかんにかかわらず、各自について訴訟費用となり得る額を算出することができることから、論理的に明快であり、費用額の算出も容易である。

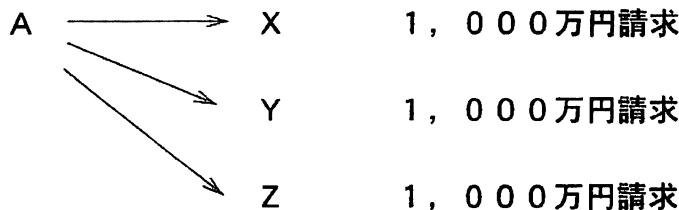
(デメリット)

※ 当事者の双方が複数だが同人数でない場合には、一方の当事者が勝訴したときに相手方に請求できる額ともう他方の当事者が勝訴したときに相手方に請求できる額とに差異が生じ得る。

多数当事者訴訟の場合の敗訴者負担額の試算について

1 訴訟物が複数の場合（通常共同訴訟の場合）

(1) 当事者が1人対複数の場合



ア AとXが共同の申立てをした場合

AX間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ① Aが勝訴した場合、Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。
- ② Aが敗訴した場合、Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX及びAとYが共同の申立てをした場合

AX間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

AY間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、AとY及びAとZが共同の申立てをした場合

AX間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Z間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Y、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、Y、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴、Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに勝訴し、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Zに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、Y、Zに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、Zに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

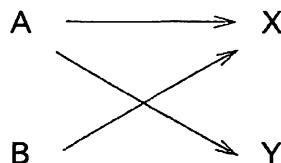
⑧ AがX、Y、Zに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Zは、Aに対し、30万円を請求することができる。

(2) 当事者が複数対複数の場合



(併合要件があり、手数料の算定に当たって訴額合算できる場合を前提とする。)

Aが、Xに対し、1,000万円請求

Aが、Yに対し、1,000万円請求

Bが、Xに対し、1,000万円請求

ア AとX、AとY、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

B X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがX、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに敗訴、Yに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがX、Yに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがX、Yに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

イ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

ウ AとX、BとXが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

B Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、BがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、BがXに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、BがXに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、BがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

エ AとXが共同の申立てをした場合

A X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

カ BとXが共同の申立てをした場合

B X間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① BがXに勝訴した場合

Bは、Xに対し、30万円を請求することができる。

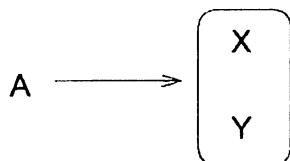
② BがXに敗訴した場合

Xは、Bに対し、30万円を請求することができる。

2-1 訴訟物が1個の場合（A案）

（1）AがX、Yに対して共有物分割請求をする場合

（訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用の額30万円）



ア A X間、A Y間で共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ A X間でのみ共同の申立てがあるとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① Aが勝訴した場合

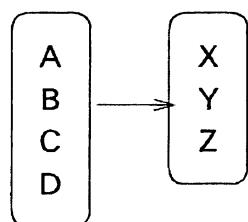
Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

② Aが敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

（2）A～DがX～Zに対して共有物分割請求をする場合

（訴額1,000万円、訴訟代理人の報酬に係る費用30万円）



ア AとX、Yが共同の申立てをした場合

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① Aが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとB、XとYが共同の申立てをした場合

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円である。

① A、Bが勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円を請求することができる。

ウ A～C、XとYが共同の申立てをしたとき

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～CがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

Cは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

② X、YがA～Cに勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円を請求することができる。

エ A～D、X～Zが共同の申立てをしたとき

訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～DがX～Zに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Bは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Cは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

Dは、Xに対し30万円、Yに対し30万円、Zに対し30万円を請求することができる。

② X～ZがA～Dに勝訴した場合

Xは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円、Dに対し30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し30万円、Bに対し30万円、Cに対し30万円、Dに

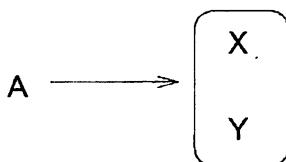
対し 30 万円を請求することができる。

Z は、A に対し 30 万円、B に対し 30 万円、C に対し 30 万円、D に対し 30 万円を請求することができる。

2-2 訴訟物が 1 個の場合 (B 案)

(1) A が X、Y に対して共有物分割請求をする場合

(訴額 1,000 万円、訴訟代理人の報酬に係る費用の額 30 万円)



ア A X 間、A Y 間で共同の申立てがあるとき

訴訟物は 1 個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は 30 万円である。

① A が勝訴した場合

A は、X、Y に対し、30 万円を請求することができる。

※ 民事訴訟法第 65 条 1 項本文により、原則として、X に 15 万円、Y に 15 万円を請求することができる (同項ただし書により、裁判所は、X、Y に連帯負担を命じることができる。)。

② X、Y が勝訴した場合

X は、A に対し、 $30 \text{ 万円} \times 1/2 = 15 \text{ 万円}$ を請求することができる。

Y は、A に対し、 $30 \text{ 万円} \times 1/2 = 15 \text{ 万円}$ を請求することができる。

イ A X 間でのみ共同の申立てがあるとき

訴訟物は 1 個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は 30 万円である。

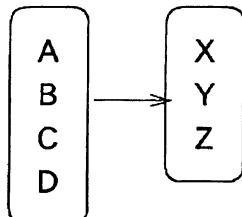
① A が勝訴した場合

A は、X に対し、30 万円を請求することができる。

② A が敗訴した場合

X は、A に対し、 $30 \text{ 万円} \times 1/2 = 15 \text{ 万円}$ を請求することができる。

- (2) A～DがX～Zに対して共有物分割請求をする場合
(訴額1,000万円,訴訟代理人の報酬に係る費用30万円)



ア AとX、Yが共同の申立てをした場合

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① Aが勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、Aに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

イ AとB、XとYが共同の申立てをした場合

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円である。

① A、Bが勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、Yが勝訴した場合

Xは、A、Bに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、A、Bに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに5万円、Bに5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、Bに連帯負担を命じることができる。）。

ウ A～C、XとYが共同の申立てをしたとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～CがX、Yに勝訴した場合

Aは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Cは、X、Yに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに3.75万円、Yに3.75万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Yに連帯負担を命じることができる。）。

② X、YがA～Cに勝訴した場合

Xは、A～Cに対し、 $30\text{万円} \times 1/3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Yは、A～Cに対し、 $30\text{万円} \times 1/3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに3.3333万円、Bに3.3333万円、Cに3.3333万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、B、Cに連帯負担を命じることができる。）。

エ A～D、X～Zが共同の申立てをしたとき

訴訟物は1個であり、その訴額をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用は30万円である。

① A～DがX～Zに勝訴した場合

Aは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Bは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

Cは、X～Zに対し、 $30\text{万円} \times 1/4 = 7.5\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Xに2.5万円、Yに2.5万円、Zに2.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、X、Y、Zに連帯負担を命じることができる。）。

② X～ZがA～Dに勝訴した場合

Xは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

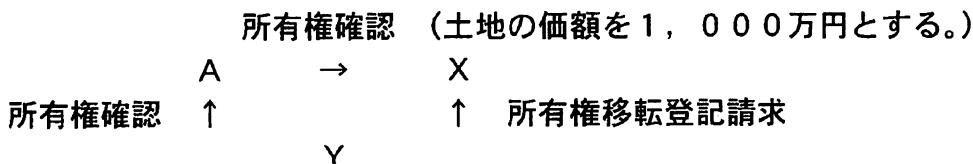
Yは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

Zは、A～Dに対し、 $30\text{万円} \times 1 / 3 = 10\text{万円}$ を請求することができる。

※ 民事訴訟法第65条1項本文により、原則として、Aに2.5万円、Bに2.5万円、Cに2.5万円、Dに2.5万円を請求することができる（同項ただし書により、裁判所は、A、B、C、Dに連帯負担を命じることができる。）。

3 三面訴訟

独立当事者参加（一応、勝訴敗訴の論理的関係は無視する。）



ア AとXが共同の申立てをした場合

A X 間の訴訟物の価額（1, 000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ### ① AがXに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

- ## ② AがXに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

イ AとYが共同の申立てをした場合

A Y間の訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ## ① AがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

- ## ② AがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

ウ XとYが共同の申立てをした場合

XY間の訴訟物の価額(1,000万円)をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、3.0万円となる。

- ### ① XがYに勝訴した場合

×は、×に対し、30万円を請求することができる。

- ## ② XがYに敗訴した場合

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

エ AとX、AとYが共同の申立てをした場合

A X 間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

AY間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

- ### ① AがX、Yに勝訴した場合

Aは、Xに対し30万円、Yに対し30万円を請求することができる。

- ## ② AがXに勝訴し、Yに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、Yに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがX、Yに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

オ AとX、XとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがXに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

カ AとY、XとYが共同の申立てをした場合

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額の合計額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがYに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがYに勝訴し、XがYに敗訴した場合

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

③ AがYに敗訴し、XがYに勝訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがYに敗訴し、XがYに敗訴した場合

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

キ AとX、XとY、AとYが共同の申立てをした場合

A X間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

X Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

A Y間については、訴訟物の価額（1,000万円）をもとにした訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、30万円となる。

① AがX、Yに勝訴し、XがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

② AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Xは、Yに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

③ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

④ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑤ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに勝訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑥ AがXに勝訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Aは、Yに対し、30万円を請求することができる。

⑦ AがXに敗訴し、XがYに勝訴し、AがYに敗訴した場合

Aは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

⑧ AがXに敗訴し、XがYに敗訴し、AがYに敗訴した場合

Xは、Aに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Xに対し、30万円を請求することができる。

Yは、Aに対し、30万円を請求することができる。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律(仮称)用例メモ(16.01.22)

〈第4条関係〉

に係る費用

- 独立行政法人水資源機構法(平成十四年十二月十八日法律第百八十二号)
(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用(特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。)のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2~4 (略)

- 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額
 - 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額
- 2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

- 一 督促手続
- 二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続
- 三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

当事者の方又は双方

- マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年六月十九日法律第七十八号)

(借家条件の協議及び裁定)

第八十三条

- 2 第八十二条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数

の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

- 一 賃借の目的
- 二 家賃の額、支払期日及び支払方法
- 三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年五月九日法律第四十九号）

（借家条件の協議及び裁定）

第二百四十六条

2 第二百四十四条第二項の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の方又は双方の申立てに基づき、審査委員の過半数の同意を得、又は防災街区整備審査会の議決を経て、次に掲げる事項について裁定することができる。この場合においては、第二百十二条第二項後段の規定を準用する。

- 一 賃借の目的
- 二 家賃の額、支払期日及び支払方法
- 三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべきときは、その額

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（申請）

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

数人からの又は数人に対する訴え

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（併合請求における管轄）

第五条 数人からの又は数人に対する一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、民事訴訟法第三十一条前段に定める場合に限る。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（併合請求における管轄）

第七条 一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所

にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

＜第28条の3第1項関係＞

訴訟代理人として

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(法定代理人等の費用償還)

第六十九条 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によって無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に対し、その費用額の償還を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかった場合において、その訴訟行為によって生じた訴訟費用について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

共同の申立て

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(裁判所等が定める和解条項)

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2～5 (略)

- 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）
(調停委員会が定める調停条項)

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～6 (略)

- 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年五月二十四日法律第四十五号）
(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林

業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項 及び第三項 の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2～4 (略)

当該審級

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

2 前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

・・・は・・とし、・・額は、・・・額とする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

当事者が負担すべき

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十八 (略)

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（受訴裁判所からの原因裁定の嘱託）

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判

所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 (略)

○電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）

（電気通信設備の接続に関する命令等）

第三十五条

1、2 (略)

3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。

5～7 (略)

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

訴訟の費用

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十八 (略)

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴訟費用の負担の裁判）

第六十七条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

（裁判の脱漏）

第二百五十八条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があったときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

数にかかわらず

○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規制）

第二百一条の七 第二百一条の五の規定は、衆議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条中「衆議院議員の総選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは、「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、参議院議員の再選挙又は補欠選挙について、準用する。この場合において、同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り」と、同項ただし書中「全国を通じて十人」とあるのは「一人」と、「公示」とあるのは「告示」と読み替えるものとし、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、参議院名簿登載者）の数にかかわらず、一台とし、参議院（選挙区選出）議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院（小

選挙区選出) 議員の一選挙区ごとに五百枚以内とし、同項第六号のビラの届出は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して行うものとする。

○質屋営業法（昭和二十五年五月八日法律第百五十八号）

第三十六条 質屋に対する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第二項の規定の適用については、同項中「二十九・二パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・〇八パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」と、同条第四項中「貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。」とあるのは、「月の初日から末日までの期間（当該期間の日数は、その月の暦日の数にかかわらず、三十日とする。）を一期として利息を計算するものとする。この場合において、貸付けの期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数とする。」とする。

当該・・において特定された

○租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年六月十七日法律第四十六号）

（相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権）

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事事件の捜査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 （略）

請求に係る

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（関連請求に係る訴訟の移送）

第八条 家庭裁判所に係属する人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求に係る訴訟の係属する第一審裁判所は、

相当と認めるときは、申立てにより、当該訴訟をその家庭裁判所に移送することができる。この場合においては、その移送を受けた家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

2 前項の規定により移送を受けた家庭裁判所は、同項の人事訴訟に係る事件及びその移送に係る損害の賠償に関する請求に係る事件について口頭弁論の併合を命じなければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(和解に代わる決定)

第二百七十五条の二 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第三項の期間の経過時から五年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

2～5 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）
(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項 及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 (略)

に掲げる区分に従い

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年七月十六日法律第百十号）
(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一～三 (略)

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生債権者の議決権）

第八十七条 再生債権者は、次に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

- 一 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの
　　再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額
- 二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生すべき元本額を超えるときは、その元本額）
- 三 次に掲げる債権 再生手続開始の時における評価額
 - イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの
 - ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権
 - ハ 金銭の支払を目的としない債権
 - 二 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの
 - 三 条件付債権
 - ヘ 再生債務者に対して行うことがある将来の請求権
- 四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

・・表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄・・・額とする。

○平成十四年度における特定の都道府県の公立義務教育諸学校等に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額の算定の基礎となる額を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第百十号）

（東京都に係る公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額の算定の基礎となる額）

第一条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担額の最高限度額を定める政令（昭和二十八年政令第百六号。以下「限度政令」という。）第二条第一項の政令で定める額で東京都に係るものは、平成十四年度においては、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる額とする。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年十一月七日政令第三百十九号）

（法第二十条第八項の政令で定める者及び額）

第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

数人ある場合において

○中間法人法（平成十三年六月十五日法律第四十九号）
(有限責任中間法人との関係)

第五十四条

1、2 (略)

3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によって定める。

○資産の流動化に関する法律（平成十年六月十五日法律第百五号）
(業務の執行)

第六十八条 取締役が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、特定目的会社の業務執行は、取締役の過半数をもって決定する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日法律第百二十三号）
(保護者)

第二十条 (略)

2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人
二 配偶者
三 親権を行う者
四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者
3 (略)

○民法（民法第四編第五編）（明治三十一年六月二十一日法律第九号）

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。

共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（必要的共同訴訟）

第四十条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2～4 （略）

案分

○民事執行法（昭和五十四年三月三十日法律第四号）

（売却代金）

第八十六条 （略）

2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（過納手数料の還付等）

第九条

1、2 （略）

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一～四 （略）

本訴とその目的を同じくする反訴

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

別表第一（第三条、第四条関係）

一～五 （略）

六 反訴の提起 一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額。

ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額

七～十九 (略)

- ・・額を超えるとき その超える額
- 独立行政法人造幣局法（平成十四年五月十日法律第四十号）
(積立金の処分)

第十五条

- 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき
その超える額に相当する金額

- 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年五月十日法律第四十一号）
(積立金の処分)

第十五条

- 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき
その超える額に相当する金額

- 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年五月十日法律第四十二号）
(一般会計への繰入れ)

第十二条 每会計年度末における資金の額が第六条に規定する政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

- 日本郵政公社法（平成十四年七月三十一日法律第九十七号）
(国庫納付金)

第三十七条

- 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超える場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額（当該前

間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあっては、その納付した額を控除した残額) を超えるとき その超える額に相当する金額

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律 (平成八年十二月二十六日法律第百十八号)
(準備金の積立て)

第二十一条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とが合併を行った場合において、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した財産の価額が、当該信用農水産業協同組合連合会から承継した債務の額及び当該信用農水産業協同組合連合会の会員に支払った金額並びに農林中央金庫の増加した資本金の額を超えるときは、その超える額については、政令で定める額を除くほか、農林中央金庫が農林中央金庫法第七十六条の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

額は、ないものとする。

○民事再生法第二百四十二条第三項の額を定める政令 (平成十三年三月十六日政令第五十号)

(勤労必要経費)

第六条 第一条第五号の勤労必要経費の額は、再生債務者の収入が勤労に基づいて得たものである場合には、再生債務者の次の各号に掲げる居住地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する場合以外の場合においては、勤労必要経費の額は、ないものとする。

○所得税法 (昭和四十年三月三十一日法律第三十三号)

(予定納税額の減額の承認があつた場合の予定納税額の特例)

第一百四条 第百十一条第一項 (予定納税額の減額の承認の申請) の規定による申請をした居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百四条第一項 (予定納税額の納付) の規定により第一期及び第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額の三分の一に相当する金額とする。

2 第百十一条第二項の規定による申請をした同項第一号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百四条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額から第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき予定納税額を控除

した金額の二分の一に相当する金額とする。

- 3 第百十一条第二項の規定による申請をした同項第二号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合には、その者がその年分の所得税につき第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定により第二期において納付すべき予定納税額は、前条第三項の規定によりその承認をした税務署長から通知された申告納税見積額の二分の一に相当する金額とする。
- 4 前三項の場合において、これらの規定による予定納税額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、これらの規定に規定する申告納税見積額が十五万円に満たないときは、これらの規定による予定納税額は、ないものとする。

○租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）

第三条の三

1、2 (略)

- 3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額（次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

5～7 (略)

＜第28条の3第3項関係＞

口頭弁論終結

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え）

第百十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

口頭弁論の終結の時まで

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（同時審判の申出がある共同訴訟）

第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

の提出の時

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）

（自己の仲裁権限の有無についての判断）

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3～5 (略)

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。
- 二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において

て相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 (略)

(・・・。次項において同じ)

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止）

第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。）が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（支障部分の閲覧等の制限）

第十五条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合にあっては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限ることができる。

一 第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～5 (略)

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一～四 (略)

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

請求の趣旨及び原因

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴え提起の方式）

第一百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（訴え提起前の和解）

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2～4 (略)

（判決書の記載事項）

第二百八十一条 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

＜第28条の3第4項関係＞

共同して・・・することができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（代理委員）

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）

第五条 マンション建替組合（以下「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。

2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

○構造改革特別区域法（平成十四年十二月十八日法律第百八十九号）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るために計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

○犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年五月十九日法律第七十五号）

（民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解）

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載した

ときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

申立てを取り下げることができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（更生手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十三条 更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があった後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
- 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（不服申立ての取下げ）

第一百十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げる

- 2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。
- 一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
 - 二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求
 - 三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

＜第28条の3第5項関係＞

特別の委任を受けなければならない

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 （略）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

- 一 反訴の提起
 - 二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
 - 三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ
 - 四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
 - 五 代理人の選任
- 3、4 （略）

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（代理人）

第二十三条の二

1～3 （略）

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

- 一 申請の取下げ
- 二 調停案の受諾
- 三 代理人の選任
- 四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（特別の委任を要する事項）

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

- 一 不服申立ての取下げ
- 二 代理人の選任

＜第28条の3第6項関係＞

申立てがあった

申立てがない

会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（関係人集会の招集）

第百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

- 一 管財人
- 二 第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会
- 三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会
- 四 第百十七条第七項に規定する株主等委員会
- 五 届出があった更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等
- 六 更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（債権者集会の招集）

第百十四条 裁判所は、再生債務者等若しくは第百十八条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあったときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

＜第28条の3第7項関係＞

申立てをしない旨の合意

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）

（裁判所により実施する証拠調べ）

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検

証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

訴訟の係属後

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3～5 （略）

時にされたもの

特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）

（特許出願等に基づく優先権主張）

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 （略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条（第六十五条第五項（第百八十四条の十第二項において準用

する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3、4 (略)

○実用新案法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十三号)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 (略)

- 2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含

む。) の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3、4 (略)

除き、・・・無効とする。

○種苗法 (平成十年五月二十九日法律第八十三号)

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員 (以下「従業者等」という。) が育成した品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体 (以下「使用者等」という。) の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種 (以下「職務育成品種」という。) である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

○特許法 (昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3、4 (略)

＜別表第三関係＞

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年一月二十一日政令第十六号)

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務 (以下「標準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの (以下「手数料を徴収する事務」という。) は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十五 (略)		

<p>二十六 建設業法 第二十五条第二項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務</p>	<p>1 建設業法第二十五条第二項の規定に基づくあつせん</p>	<p>あつせんを求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（あつせんを求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ あつせんを求める事項の価額が百万円まで一万円</p> <p>ロ あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに二十円</p> <p>ハ あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに十五円</p> <p>ニ あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに十円</p> <p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停</p> <p>調停を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（調停を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 調停を求める事項の価額</p>
--	----------------------------------	---

	<p>が百万円まで 二万円</p> <p>口 調停を求める事項の価額 が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 四十円</p> <p>ハ 調停を求める事項の価額 が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 二十五円</p> <p>二 調停を求める事項の価額 が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十五円</p>
3 建設業法第二十五条 第二項の規定に基づく仲裁	<p>仲裁を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 仲裁を求める事項の価額 が百万円まで 五万円</p> <p>口 仲裁を求める事項の価額 が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 百円</p> <p>ハ 仲裁を求める事項の価額 が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六十円</p> <p>二 仲裁を求める事項の価額</p>

		が一億円を超える部分 その価額一万円までごと に 二十円
二十七～百八	(略)	

○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年八月三十一日政令第二百五十三号）
(手数料)

第十八条 法第四十五条の手数料の額は、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。ただし、原因裁定があつた事件につき当該原因裁定がされた後三月以内に当該事件の申請人又は参加人からされた責任裁定の申請又は責任裁定の手続への参加の申立てについては、同表により算出した額から前の原因裁定の申請又は原因裁定の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

- 2 別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停、仲裁又は責任裁定を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。
- 3 第一項の手数料は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、手数料の額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。
- 4 公害等調整委員会規則の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

別表 (第十八条関係)

項	上覧	下欄
一	調停の申請	<p>調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで千円</p> <p>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千円までの部分 その価額一万円までごとに 七円</p> <p>(三) 調停を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円</p> <p>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分</p>

		その価額一万円までごとに 五円
二	仲裁の申請	<p>仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円</p> <p>(二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円</p> <p>(三) 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円</p> <p>(四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円</p>
三	責任裁定の申請	<p>責任裁定を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 責任裁定を求める事項の価額が百万円まで 千四百円</p> <p>(二) 責任裁定を求める事項の価額が百万円を超え一千万円までの部分 その価額一万円までごとに 十三円</p> <p>(三) 責任裁定を求める事項の価額が一千万円を超え一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十円</p> <p>(四) 責任裁定を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 七円</p>
四～六 (略)		

＜附則関係＞

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（再審に関する経過措置）

第二十二条 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあった事件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定（これらの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかわらず、なお従前の例による。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八二号）

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法律の施行前にされた民事訴訟費用等に関する法律第九条第二項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。